変更・廃止・休止・再開に必要な添付書類一覧（生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります
※再開に係る届出においては、必要に応じて、運営規程の新旧対象表(参考様式18)、運営規程、変更届出書(第4号様式)を提出してください
※随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

提出書類 ＼ 変更があった事項	法人（個人）に関する変更		事業所に関する変更										休止	再開	廃止
						運営規程					ミニデイ型・運動型通所サービス				
	法人（個人）の名称・所在地・代表者	法人（個人）の電話番号・ＦＡＸ番号	事業所の電話番号・ＦＡＸ番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等 ☆1	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地（区内移転） ☆1	営業日・営業時間（サービス提供時間）	従業員の変更 ☆2	通常の実施地域	利用定員の変更 ☆1	利用料の変更	休止 ☆3	休止から再開	事業の廃止 ☆3
変更届出書（第4号様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
法人の登記事項証明書　※法人格を持たない場合は住民票 ※3ヶ月以内に発行された原本	○														
【代表者変更の場合】 誓約書（参考様式2）	○ 注1														
代表者（又は管理者）情報（参考様式3）	△				○										
事業所一覧（参考様式19）	○	○													
運営規程の新旧対照表（参考様式18）	△				△	○	○	○	○	○	○	○			
運営規程	△				△	○	○	○	○	○	○	○			
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式9-1） ※4週間分					○ 注2 注3			○	○		○ 注4			○	
資格者証の写し　※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の写しなど確認ができる書類も添付									○						
事業所平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付）				○			○				○ 注4				
主要な場所の写真（参考様式5）				○			○				○ 注4				
賃貸借契約書の写し　または 建物の登記事項証明書（法人あるいは自己所有の場合）※3ヶ月以内に発行された原本				○ 注5			○								
介護保険事業所に係る関係法令確認書（参考様式16-1）				○ 注6			○								
施術所に係る関係法令確認書（参考様式16-2）				○ 注7			○ 注7								
休止届出書（第6号様式）													○		
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式21） ・職員の募集広告等													○		
再開届出書（第5号様式）														○	
廃止届出書（第6号様式）															○
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式21） ・指定（更新）通知書の原本															○

☆1）　いずれも事前相談が必要です。なお、区間移転（例：千種区から北区へなど区をまたぐ移転）の場合、変更日は必ず毎月1日にしてください（変更届の締め切りは変更日の2ヶ月前の末日です）。また同一事業所番号で複数サービスを実施しており、一部のサービスのみを区内移転する場合は、区間移転と同様の手続き及び添付書類となります。区間移転の添付書類は、ＮＡＧＯＹＡかいごネットの「区間移転チェックリスト」をご確認ください。

☆2）　運営規程の従業員の員数について、「○人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。

☆3）　休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。また休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出（最長6ヶ月）であり、状況によっては休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注 1）　参考様式2-1、参考様式2-2を添付してください。代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
注 2）　兼務関係の変更も届出が必要です。
注 3）　住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注 4）　定員減の場合は添付する必要はありません。
注 5）　不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
注 6）　ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスでこれまで使用していない区画を使用する場合に必要となります。
注 7）　ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスを施術所で行う場合に添付してください。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。